

○日吉自然の家条例施行規則

平成28年3月30日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、日吉自然の家条例（平成27年長崎市条例第53号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

第3条 条例第4条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)とし、教育委員会が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の登記事項証明書及び役員名簿（法人以外の団体にあつては、当該団体の名称、所在地、役員名簿、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支計算書、事業報告書その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書及び事業計画書
- (5) 市税、消費税、地方消費税等を滞納していないことを証する書類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

2 条例第4条第4項第4号に規定する条件は、社会教育に関する専門的な知識を有していることとする。

(令2教規則1・令3教規則12・一部改正)

(利用時間)

第4条 条例第6条第2項に定める日吉自然の家の利用時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定めるとおりとすること。

ア 宿泊する場合 午前9時から翌日の午後4時30分までの時間帯を基本とし、31時間30分以上

イ 宿泊しない場合 午前9時から午後9時までの時間帯を基本とし、1日12時間以

上

- (2) 利用時間の決定に当たっては、市民の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 利用時間を決定し、又は変更したときは、その旨を市民に周知する措置を講じること。

(令 2 教規則 1 ・ 一部改正)

(休所日)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項に定める日吉自然の家の休所日の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 休所日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（1 月 1 日を除く。）以外の日であること。
- (2) 年始及び年末の休所日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間内であること。
- (3) 休所日に開所し、又は開所日に休所する場合は、その旨を市民に周知する措置を講ずること。

(令 2 教規則 1 ・ 一部改正)

(入所者の守るべき事項)

第 6 条 入所者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、附属設備等を汚損し、毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 許可なくして備品等を使用し、又は物品を販売し、若しくは展示しないこと。
- (5) 前各号のほか教育委員会が管理上必要があると認める事項

(利用の対象)

第 7 条 日吉自然の家を利用できるものは、おおむね 5 人以上の団体とする。

(利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定により宿泊研修施設等の利用の許可を受けようとする者は、日吉自然の家利用許可申請書(第 2 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可証の交付)

第 9 条 指定管理者は、宿泊研修施設等の利用の許可をしたときは、日吉自然の家利用許可証(第 3 号様式)を交付するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第10条 宿泊研修施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

2 利用者は、宿泊研修施設等の利用を取り消そうとするときは、日吉自然の家利用取消届（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 利用料金の減免を受けようとする者は、日吉自然の家利用料金減免申請書（第5号様式）に必要事項を記入して、指定管理者に提出しなければならない。

(令7教規則12・旧第12条繰上)

(利用者の守るべき事項)

第12条 利用者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない宿泊研修施設等及び附属設備を使用しないこと。
- (3) 利用の許可に付した条件に違反しないこと。
- (4) 建物又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に報告すること。
- (5) 前各号のほか指定管理者が管理上必要があると認める事項

(令7教規則12・旧第13条繰上)

(人員の配置)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者に対し、秩序維持に必要な人員の配置を命ずることができる。

(令7教規則12・旧第14条繰上)

(係員の立入り)

第14条 指定管理者は、日吉自然の家の管理上必要があると認めるときは、係員をして、利用中の場所に立ち入らせることができる。

(令7教規則12・旧第15条繰上)

(利用後の点検)

第15条 利用者は、利用を終わつたときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

(令7教規則12・旧第16条繰上)

(運営協議会の審議結果の報告)

第16条 条例第14条に規定する日吉自然の家運営協議会(以下この条及び次条において「協議会」という。)の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

(平29教規則17・追加、令7教規則12・旧第17条繰上)

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

(平29教規則17・旧第17条繰下・一部改正、令7教規則12・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定により教育委員会が日吉自然の家の管理の業務を自ら行う場合においては、第4条中「の承認の基準は、次のとおりとする」とあるのは「は、宿泊する場合にあつては午前9時から翌日の午後4時30分まで、宿泊しない場合にあつては午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、利用時間を変更することができる」と、第5条中「の承認の基準は、次のとおりとする」とあるのは「は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの期間とする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、休所日に開所し、又は開所日に休所することができる」と、第8条から第10条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条中「利用料金の承認の基準」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条から第15条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第2号様式から第4号様式までの様式中「指定管理者」とあるのは「長崎市教育委員会」と、第5号様式中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「長崎市長」とし、第4条第1号から第3号まで及び第5条第1号から第3号までの規定は適用しない。

附 則 (平成29年9月26日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日教育委員会規則第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(利用料金に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

(1)から(3)まで 略

(4) 日吉自然の家条例施行規則別表

附 則（令和2年1月29日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教育委員会規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正前の長崎市文化財保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則、第4条の規定による改正前の長崎市立高島幼稚園管理規則、第5条の規定による改正前の長崎市教職員住宅管理規則、第6条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第7条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第8条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則及び第9条の規定による改正前の長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年8月26日教育委員会規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正前の長崎市科学館条例施行規則、第3条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第4条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則、第5条の規定による改正前の長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年12月25日教育委員会規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 3 第 1 条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の長崎市科学館条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第 6 条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則又は第 8 条の規定による改正前の長崎市恐竜博物館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市教育委員会

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

次の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、日吉自然の家条例第 4 条第 3 項の規定により関係書類を添えて申請します。

公の施設名	
-------	--

第2号様式(第8条関係)

日吉自然の家利用許可申請書											
年 月 日											
(あて先) 指定管理者											
申請者 団体名 住 所 氏 名 (電話)											
次のとおり日吉自然の家を利用したいので許可くださるよう申請します。											
利用目的 〔研修計画の 名 称〕											
利 用 期 間	入 所	月 日 曜 時 分					泊 日				
	退 所	月 日 曜 時 分									
利 用 人 員	利 用 者 区 分		男		女		計		摘 要		
	未 就 学 児										
	小 学 生										
	中 学 生										
	高 校 生										
	大 学 生										
	一 般										
	計										
日 程 概 要	時間 月日		午 前		午 後		夜		食事人数		
									朝	昼	夕
	第一日	月 日							人	人	人
	第二日	月 日							人	人	人
	第三日	月 日							人	人	人
体 育 館 の 日 帰 り 利 用	利用時間										

第3号様式(第9条関係)

日吉自然の家利用許可証

		第 号	
		年 月 日	
様			
		指定管理者 印	
次のとおり日吉自然の家の利用を許可します。			
記			
利 用 の 目 的			
利 用 期 間			
利 用 人 員	男 女	人 人	計 人
備 考			

第4号様式(第10条関係)

日吉自然の家利用取消届

年 月 日

(あて先)指定管理者

届出者 住 所

氏 名

年 月 日に日吉自然の家の利用の許可を受けましたが、次の理由によりその利用を取消したいのでお届けします。

理由

第5号様式(第11条関係)

日吉自然の家利用料金減免申請書				
年 月 日				
(あて先)指定管理者				
申請者 団体名 住 所 氏 名 電 話				
次のとおり、日吉自然の家の利用料金の減免を申請します。				
利 用 期 間				泊 日
減免を申請 する 人 数	小学生 中学生 高校生	人	大学生 一般	人
減免を申請 する 理 由				
そ の 他 特 記 事 項				
※ 利 用 料 金				
※ 減 免 根 拠		※ 減 免 率	%	
※ 減 免 金 額		※ 減免後利用料金		
※ 受 付	年 月 日	※ 決 定	年 月 日	

※印の欄には記入しないでください。

第 1 号様式（第 3 条関係）

（令 2 教規則 1・令 3 教規則 3・令 3 教規則12・一部改正）

第 2 号様式（第 8 条関係）

（令 7 教規則12・一部改正）

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 4 号様式（第10条関係）

第 5 号様式（第11条関係）

（令 7 教規則12・一部改正）